

衆議院規則第五十六条の三の規定に基づき、別添のとおり、
予備的調査要請書を提出する。

令和元年五月九日

提出者（代表）

西村

智奈美

西村

衆議院議長 大島 理森 殿

(提出者の続き)

阿部 知子	池田 真紀	小川 淳也	尾辻かな子	岡島 一正
落合 貴之	川内 博史	武内 則男	辻元 清美	手塚 仁雄
寺田 学	長尾 秀樹	長谷川嘉一	初鹿 明博	松田 功
村上 史好	森山 浩行	矢上 雅義	山川百合子	山花 郁夫
吉田 統彦	早稲田夕季	稻富 修二	大西 健介	岡本 充功
白石 洋一	関 健一郎	原口 一博	日吉 雄太	牧 義夫
森田 俊和	山井 和則	渡辺 周	高橋千鶴子	穀田 恵二
塩川 鉄也	中島 克仁	照屋 寛徳	吉川 元	

(以上四十名)

予備的調査要請書

一 件名

毎月勤労統計調査の共通事業所の実質賃金変化率の算出等に関する予備的調査要請

二 予備的調査の目的

政府は、二〇一九年一月十一日に「毎月勤労統計調査において全数調査するとしていた」といふを一部抽出調査で行つていったことについて」を公表し、「これまでの毎月勤労統計が不正確な調査に基づくものである」と等を公表し、過去の確定したデータの再集計、公表を行うとともに、再集計値に基づく追加給付を実施することとした。

この問題を精査する中で、毎月勤労統計調査では、二〇一八年一月から統計調査の手法が変更されており、その結果、データの連續性が損なわれていることが浮き彫りになつた。この点について、総務省統計委員会の二〇一七年一月二十七日付「諮問第九十七号の答申 毎月勤労統計調査の変更について」では、「ローテーション・サンプリングの導入に伴い、調査対象事業所の入替えの際にも、一部の調査対象事業所については引き続き調査が行われる状況となる。そこで、厚生労働省は、平成三十年一月分調査結果から、賃金・労働時間指數について、入替えの時期をまたいで継続的に調査対象となる事業所（第一種事業所及び第二種事業所）のデータを用いて継続指數を作成し、参考系列として公表する」としている。「これについては、未諮問審議結果の中で示された「ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指數を作成し、参考系列として提供していく」とについても検討する必要がある。」との指摘を踏まえた対応である」とから、適当である。「なお、継続指數の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、本系列の指數（全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した指數）との関係を示す基本統計量の開示等を含めて、十分な情報提供を行う必要がある。」とされており、統計調査の手法の変更に合わせて、継続指數としての「参考系列」すなわち毎月勤労統計調査における「共通事業所系列」を公表するとともに「本系列」との関係等についての、十分な情報提供を行うことが求められている。さらに、二〇一八年九月二十八日に開催された第百二十六回統計委員会で総務省統計委員会担当室が示した資料では、「統計委員会としては、『労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していく』ことが適切としている」とされて

おり、共通事業所系列の賃金変化率を景気指標として重視すべき」とが明示されている。

一方、毎月労働統計調査では、共通事業所系列について、賃金変化率である名目賃金変化率は示されているものの、実質賃金変化率は示されていない。実質賃金変化率は、名目賃金変化率から物価の変化の影響を除くために、一般的な手法で名目賃金額と物価指数を用いて容易に算出できるが、厚生労働省はこれまで共通事業所系列の実質賃金変化率の算出・公表を行うことなく、その実施について、「毎月労働統計の『共通事業所』の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」で議論している。「」のような姿勢は、「諮問第九十七号の答申 每月労働統計調査の変更について」に至る総務省統計委員会での議論に反する、もしくは無視するものであるとともに、一〇一九年に予定されている消費税増税に向けて景気動向を慎重に評価しなければならない段階で国民への情報提供、説明責任がないがしろにするものであり、看過するにはできない。以上の観点に立つて、毎月労働統計調査二〇一八年一月分から十一月分の結果確報における共通事業所の実質賃金変化率の算出などの予備的調査を行う」ととする。

三 予備的調査の具体的内容

1. 毎月労働統計の実質賃金変化率の意義及びこれまでの算出方法などの考え方の整理

実質賃金の概念や実質賃金変化率の算出方法、名目賃金と名目賃金指数の概念や違い、これまでの本系列における実質賃金変化率の算出方法と名目賃金額と物価指数から算出する実質賃金変化率（以下「本調査で用いる算出方法」という。）との違い、共通事業所の実質賃金の対前年変化率の算出の可否、統計委員会の要請への対応状況を整理

2. 共通事業所系列の実質賃金変化率の算出など

本調査で用いる算出方法による共通事業所系列の実質賃金変化率（対前年同月比及び対前年同月比の平均値）の算出、本系列の過去の実質賃金変化率について、厚生労働省が公表している数値と本調査で用いる算出方法による数値との比較

3. 共通事業所系列の実質賃金の留意点の整理など

共通事業所系列の実質賃金の特性、データの偏り、誤差、実態の実質賃金との乖離状況など、データ利用上の留意点の整

理及び統計委員会が求める景気指標としての資金変化率との関係

四、その他

本取扱書は、厚生労働委員会に送付されたい。

